

第1章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国の少子化は急速に進行しており、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

このような状況の中、有田町（以下「本町」という。）においても、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「有田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後2期にわたって計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、本町のみならず全国的な課題となっていることに加えて、子どもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、対策が求められています。

こういった中で令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。同年12月22日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指すものとして示されました。

このたび、「有田町子ども・子育て支援事業計画」が、令和6年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や「こどもまんなか社会」を目指す全国的な取り組み、本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「第3期有田町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 子ども・子育て支援をめぐる制度等の動向

子ども・子育てに関する国の制度等の動向は以下のように整備が進められています。

① こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。

【基本理念】

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

② こども大綱

常に子どもや若者の視点で子どもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものであり、こども施策を総合的に推進するための基本的方針等を定めています。

【基本的方針】

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

③ 子どもの権利

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、子どもに関わる全ての活動において、子どもの最善の利益を第一に考慮されることがうたわれています。

④ 子どもの居場所づくりに関する指針

「地域コミュニティの希薄化」や「複雑かつ複合化した生活課題」、「価値観の多様化」等、子どもたちを取り巻く環境・課題が日々変化している中で、子どもたちにとっても「自分の居場所」があることはウェルビーイングで成長するために必要な要素となっています。

実際、各地域において「居場所づくり」に関する取り組みが実践されており、今後の更なる推進を目指すために居場所づくりについて国の考え方を示しています。

⑤ 子ども・子育て支援

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定され、3歳から5歳児については原則として全ての世帯で、0歳から2歳児は住民税が非課税となる所得の低い世帯を対象に認可保育所や幼稚園などの利用料が無料となっています。

また、令和6年10月の改正では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策など、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化が定められています。

⑥ 次世代育成支援対策

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成 17 年度から 10 年間の時限立法（10 年間延長）として「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。法では、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ（任意計画に変更）、10 年間の集中的・計画的な取り組みを推進してきました。

また、国は、法に掲げる基本理念に則り、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定しています。

【基本理念】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

【基本的な視点】

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1 子どもの視点 | 2 次代の親の育成という視点 |
| 3 サービス利用者の視点 | 4 社会全体による支援の視点 |
| 5 仕事と生活の調和の実現の視点 | 6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点 |
| 7 全ての子どもと家庭への支援の視点 | 8 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点 |
| 9 サービスの質の視点 | 10 地域特性の視点 |

⑦ 子どもの貧困対策

平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、その目的・基本理念に、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進すること、子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることなどが明記されるとともに、市町村による子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされました。

その後、令和 6 年 6 月には「こどもの貧困解消法」として改正がなされ、子どもの貧困の解消を明記した法律として設定されました。

また、この法に基づき平成 26 年 8 月に策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」についても、5 年ごとに見直すこととなっており、令和元年 11 月に改訂され、子どもの貧困に関する新たな指標が設けられました。

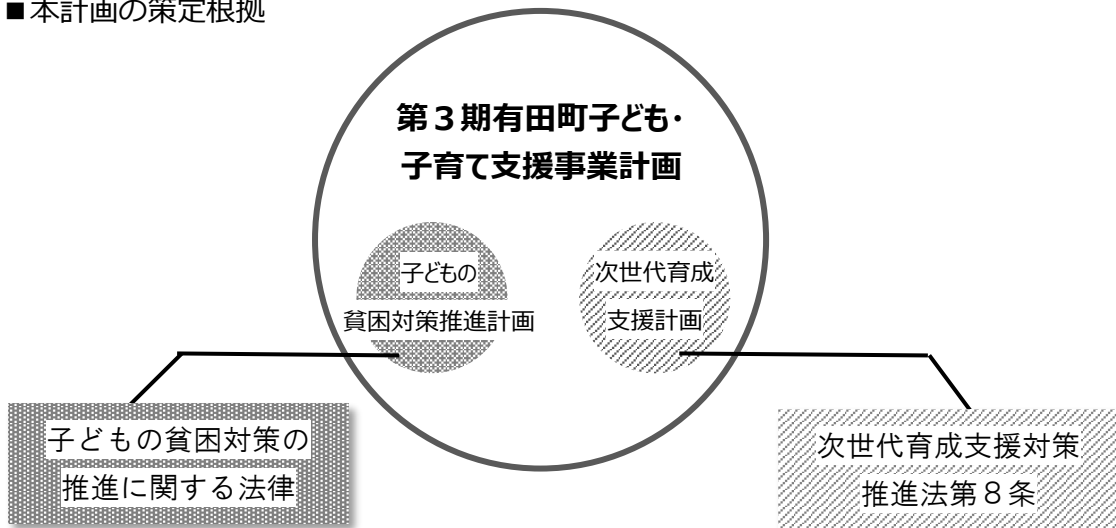
2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村行動計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、本計画では次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 4 条および国が策定した「子どもの貧困対策に関する大綱」を内包し、次世代育成支援計画及び子どもの貧困対策推進計画としても策定します。

■本計画の策定根拠



(2) こども基本法及びこども大綱と本計画の関連

令和5年4月に施行された「こども基本法」とそれに基づき国により示された「こども大綱」では、今後の子どもや若者に関する支援や取り組みを保健・福祉・医療分野だけでなく、幅広い政策分野の内容を一体的に取り組んでいくために必要な事項が示されました。そして、「こども基本法」では都道府県及び市町村において、それらを体系的に示す「こども計画」の策定が努力義務として定められています。

本町では、今回「第3期子ども・子育て支援事業計画」として本計画を策定し、「こども計画」については、今後県及び県内市町の動向をうかがいながら計画の策定を検討しています。そのため、本計画については、「こども基本法」及び「こども大綱」の内容について、すべてを踏まえるものではありません。しかし、従来の「子ども・子育て支援事業計画」として対象としている乳幼児～小学生児童及びその保護者に関する施策のうち、保健・福祉・医療に関連するものや、子どもの権利保全に関連するものなど、「子ども・子育て支援事業計画」の記載内容と関連する内容については、「こども基本法」や「こども大綱」の内容も勘案し策定するものとします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

年度	令和2年度～ 令和6年度 2020～2024	令和 7年度 2025	令和 8年度 2026	令和 9年度 2027	令和 10年度 2028	令和 11年度 2029	令和 12年度 2030
	第2期	第3期有田町子ども・子育て支援事業計画					
						評価・ 次期計画策定	次期計画